平成２２年（フ）第６９７号
熊本市水前寺３丁目16番23―506号
債務者　岩根　嘉実
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　絹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５７３号
横浜市旭区小高町143番地
債務者　梅崎和歌江
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　希代　竜彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７４号
横浜市旭区小高町143番地
債務者　梅崎　才市
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　希代　竜彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
山形県新庄市堀端町８番14号
債務者　小野　豊昭
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３５１５号
横浜市磯子区久木町22番15号　ビューハイムコヤナギ磯子203号
債務者　福嶋　孝晃
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上升　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０１９号
岡山県倉敷市児島柳田町374番地34、申立時の住所岡山県玉野市玉原２丁目20番20号
債務者　綱井　　強
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３３号
岐阜市加野１丁目18番地10号
債務者　酒井　久志
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９４６号
札幌市中央区南13条西１丁目２番10―201号
債務者　川中　正彦
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４９号
北海道網走市緑町２番１―５号
債務者　橋本美代子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
山形市相生町３番44号
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７５号
茨城県水戸市元吉田町2373番地　ツインズ・みと201号
債務者　樫村　理香
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１３号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜938番地６
債務者　神武由起夫
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５１５号
埼玉県熊谷市石原1142番地３
債務者　浅岡里佳子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５２９号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目95番地
債務者　川島　文雄
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３０号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町1397番地町営宮本住宅Ｂ―102号
債務者　小沼　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６７３号
新潟市秋葉区日宝町６番10号　メゾン日宝203号室
債務者　佐々木政美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９１号
新潟県上越市寺町２丁目９番６号
債務者　秋山かずみ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１０５号
新潟県上越市春日山町３丁目25番25号
債務者　谷本　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所高田支部